

新見市立野馳小学校 いじめ問題への対策に関する年間計画

内容	職員会議、対策委員会等	学校が実施する取組		
		① いじめ防止の取組	② 早期発見の取組	③ いじめへの対処
4月	○職員会議 ・基本方針・指導計画の確認 ◎いじめ対策委員会 ・児童に関する情報の共通理解	○分かる・できる授業づくり(通年) ○「あいさつ・掃除・けじめ」を中心に据えた落ち着いた生活づくり(通年)	◎いじめの実態把握アンケート ・必要に応じて教育相談 (生徒指導・担任)	○発生事案への対処(随時) ◎対応手順の共通理解(対策委員会) ○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対処
5月	○職員会議 ・児童理解 ○学校 運営協議会 ・地域での見守り依頼 ・情報提供依頼			
6月	○職員会議 ・児童理解	○いじめについて考える週間の取り組み(人権集会)	○ふり返しカードの実施 ◎担任による教育相談	○ふり返しカード結果の検討 ・必要に応じて対処
7月	○職員会議		◎個別懇談	
8月	○職員会議 ・児童理解		◎いじめの実態把握アンケート ・必要に応じて教育相談 (生徒指導・担任)	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対処
9月	○職員会議 ・児童理解 ◎いじめ対策委員会 ○PTA教育講演会			
10月	○職員会議 ・児童理解	○人権参観日 (保護者対象:情報モラル指導)	◎担任以外の職員による教育相談 ○ふり返しカードの実施	○ふり返しカード結果の検討 ・必要に応じて対処
11月	○職員会議 ・教育相談内容の共通理解 ○学校運営協議会			
12月	○職員会議 ・児童理解	◎情報モラル教育 ・心と命の教育(5・6年生) (新見警察署生活安全課)  ○人権週間の取り組み	◎個別懇談	
1月	○職員会議 ・児童理解		◎いじめの実態把握アンケート ・必要に応じて教育相談	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対処
2月	○職員会議 ・児童理解 ○学校運営協議会 ・一年間の取り組みの反省		◎担任による教育相談	
3月	○職員会議 ・児童理解 ◎いじめ対策委員会 ・次年度に向けた児童の情報の共通理解 ・取り組みの検証・基本方針の修正			